

新しい基本構想の
答申案ができました

なぎなみ



発行/杉並区
編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 ☎3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

杉並区コールセンター
☎#8800または☎3372-8800
午前8時～午後8時(粗大ごみ受付 午前8時～午後7時)



新しい基本構想の 答申案ができました

区では、今後10年を見据えた、区の目指すべき将来像を描き、それを実現するための区政の進むべき方向性を示す新たな基本構想づくりに取り組むため、「杉並区基本構想審議会」を昨年12月に設置しました。審議会では、これまで、区民アンケートや区民意見交換会等で寄せられた意見を参考にしながら審議を続け、このたび基本構想の答申案をまとめましたので、その内容をお知らせします。 —問い合わせは、企画課へ。

はじめに

(杉並区基本構想策定にあたって)

杉並区は、昭和7年(1932年)10月、杉並町・井荻町・和田堀町・高井戸町の4町が合併して誕生し、平成24年(2012年)に区制施行80周年を迎えます。関東大震災の後、農村的たたずまいから住宅地へと変貌を遂げ、以来、今日に至るまで良好な住宅都市として発展を続け、現在では人口も54万人を数えるまでに至っています。

その杉並区も、今、大きな時代の変化にさらされています。

21世紀に入り10年余が経過したものの、わが国は、「失われた20年」と言われるように、長期的な経済の低迷から抜け出せない中で、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行しています。杉並区においても、今後10年の間に少子化・高齢化が一層進展することが予測されています。

この間、東京のまちは大きく変貌してきています。杉並区もこうした動向に対応し、本格的なまちづくりに取り組み、まちの魅力や活力を一層高めていく必要があります。

また、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災はわが国に未曾有の被害をもたらし、国民生活や経済に大きな影響を及ぼしました。大震災に伴って発生した原子力発電所の事故は、杉並区をはじめとする各自治体にも、放射能対策やエネルギー問題など様々な課題を投げかけています。

こうした中で、杉並区が良好な住宅都市としてさらに発展していくためには、区民と区が共有する将来像を改めて定めることが必要であると考え、新たな基本構想を策定することとしました。

新たな基本構想では、変化が激しい時代の中で、区民が実現可能性や実効性を感じられるものとなるよう、期間設定を10年としました。また、将来像の実現に向けた5つの目標ごとに、「10年後の姿」と今後10年を通して特に力を注ぐべき「戦略的・重点的な取組み」を明らかにしています。

基本構想は、区政運営のすべての基本となるものです。これを広く区民と区が共有するとともに、その実現に向けて手を携えて取り組み、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う、質の高い住宅都市杉並を創造していきます。

基本構想答申案の 説明会を開催します

杉並区基本構想審議会では、基本構想答申案の説明会を開催するとともに、広く区民の皆さんからのご意見を伺い、審議会における最終取りまとめ(答申)に活かしていきます。

問い合わせは、企画課へ。

◇日時・場所・定員
下表のとおり

◇内容

①基本構想答申案について(ビデオ(字幕付き)を使い、分かりやすく説明します)

②審議会の審議経過等について

※要約筆記、就学前の託児あり(託児は事前申込制)

◇説明者

明治大学政治経済学部教授・牛山久仁彦(審議会副会長)

◇参加費 無料

◇申し込み 当日、直接会場へ

(基本構想答申案説明会)

日時	場所	定員
11月19日(土) 午前10時～11時30分	区役所第3・4委員会室 (中棟5階)	100名 (先着順)
11月20日(日) 午後2時～3時30分	高井戸小学校ランチルーム (高井戸西2-2-1)	100名 (先着順)
11月22日(火) 午後7時～8時30分	西荻地域区民センター第3・4集会室(桃井4-3-2)	80名 (先着順)

※各回とも内容は同じです。

●ご意見をお寄せください●

答申案は、区ホームページほか、閲覧場所(各閲覧場所の休業日を除く)でご覧になれます。

①ハガキ、封書、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見用紙に書いて、12月10日(必着)までに企画課 FAX 3312-9912 ☎ kikaku-k@city.suginami.jp へ。

②ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校

名と所在地)、事業者は事業所の名称と所在地、代表者の氏名も記入してください。

③区ホームページの電子掲示板に意見を書き込むこともできます。

▽開設期間
11月11日(金)～12月10日(土)

▽閲覧場所
企画課(区役所東棟4階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

1. 基本構想策定の背景

1. 基本構想とは
 (1) 区政運営のすべての基本となるもの

●基本構想は、杉並区が目指すべき将来像を示すものであり、区民と区が共有し、力をあわせてこれからの杉並区を築いていくための指針です。また、区の計画体系の最上位に位置する、区政運営のすべての基本となるものです。

●基本構想に基づき、区は、その実現のための基本的なプランである「総合計画」を策定して取り組んでいきます。

(2) 10年後を見据えた基本構想

●これまでの基本構想は、おおむね四半世紀を展望して定められていたため、その内容は比較的抽象的なものにとどまっています。

●現在のように社会情勢の変化が激しい中では、区民が実現可能性や実効性を感じられる構想とする必要があると考え、期間設定は10年(平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)まで)としました。

2. 今後10年を展望した杉並区の抱える課題

21世紀に入って10年余が経過し、杉並区を取り巻く環境は大きく変化して見据えようとするときに、杉並区は次のような課題を抱え、それらへの対応を迫られています。

(1) 少子化・高齢化の一層の進展

●本格的な少子・高齢化の到来を迎え、高齢者が暮らしやすい社会への備えを進めるとともに、若者や現役世代がいきいきと地域における様々な活動に参加する社会、子どもを産み育てやすい社会をつくらなければならない。

●杉並区の総人口は、平成12年(2000年)の約51万人が、平成23年(2011年)には約54万人になりました。この間、65歳以上の高齢者は約8万3千人(16・3%)から約10万5千人(19・4%)に増加しました。他方、15歳から64歳までの生産年齢人口や14歳以下の年少人口はいずれも微増で、総人口に占める割合はそれぞれ減少しています。

●世帯当たりの人数は1・90人から1・79人へと減少し、核家族化や単身者の増加などによる世帯の小規模化が進んでいます。

●今後は急速な少子化や生産年齢人口の減少が見込まれ、また、平成37年(2025年)にはいわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になるなど、区民の年齢構成

2. 基本構想の理念

10年後を見据えた基本構想の策定にあたっては、次の3つをその理念としました。

(1) 安全・安心を確保する

●東日本大震災は、住民の生命を守る基礎自治体の役割の大切さを改めて提起しました。

●平成22年(2010年)11月に区が実施した「基本構想に関する区民アンケート」でも、「災害への備え」、「犯罪の少ないまちづくり」など安全・安心に対する区民の強い関心が見られました。

●区は区民と共に、誰もが住宅都市にふさわしい安定した生活が営めるよう、日常でも非常時でも、また、個々の状況に応じた安全・安心をしっかりと確保していきます。

(2) 住宅都市の価値を高める

●杉並区は、関東大震災以降今日まで連続し、暮らしやすい良好な住宅都市として発展してきました。現在では人口も54万人を数えるまでに至っており、みどり豊かな住環境をはじめとする杉並らしさを成熟させてきました。

●今、急激に変化する時代の中で、近接する自治体では、より活力のある地域社会を目指して様々な取組みを進めています。

●区は区民と共に、人を惹きつけるまちの魅力が高めながら、時代の変化の中でも輝き続ける杉並らしさを育て、誰もが住み続けた住宅都市の発展に向けたまちづくりに取り組んでいます。

(3) 支えあい共につくる

●杉並区では、多くの区民、団体、事業者といった多様な主体が地域の中で活動しています。

●少子化・高齢化が一層進展していく中で、誰もが健やかに豊かに暮らせる地域社会をつくらなければならない。

3. 私たちが目指す10年後の杉並

基本構想の3つの理念を踏まえ、10年後の杉並区の将来像を、以下のとおりとします。

1. 将来像

●災害時に伴う被害を小さくするための取組みが進んでいる

●災害時における情報提供システムや災害時要援護者支援の充実・強化、医療救護体制の充実など、より被災の視点を立った地域の防災対策が進んでいる。

◇地域の防災力・防犯力が向上している

●日常生活の安心感や災害時の安全性を向上させる地域コミュニティと人々のつながりがより強固なものになっている。

●自分たちのまちは自分たちで守るといった区民の意識や行動力が高まっている。

2. 5つの目標

将来像を実現するために、以下の5つの目標を設定して取り組めます。

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

目標4 健康長寿と支えあいのまち

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

4. 取組みの基本的な方向

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

地震・風水害等の災害から人々の生命を守り、区民生活や産業などが維持・継続できるまちを築きます。

また、区民が共に支えあい、助けあう地域社会をつくり、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

10年後の姿

◇災害に強いまちの構造へ改良が進んでいる

●老朽化した木造家屋の建替えによる耐震化・不燃化や、災害時に拠点となる施設の耐震化が進んでいる。

●災害時の避難や緊急車両の通行が困難な狭い道路が減少し、まちな延焼を防ぐオープンスペースの確保が進んでいる。

◇災害時に伴う被害を小さくするための取組みが進んでいる

●災害時における情報提供システムや災害時要援護者支援の充実・強化、医療救護体制の充実など、より被災の視点を立った地域の防災対策が進んでいる。

◇地域の防災力・防犯力が向上している

●日常生活の安心感や災害時の安全性を向上させる地域コミュニティと人々のつながりがより強固なものになっている。

●自分たちのまちは自分たちで守るといった区民の意識や行動力が高まっている。

取組みの基本的な方向

(1) 災害に強い防災まちづくりを推進する

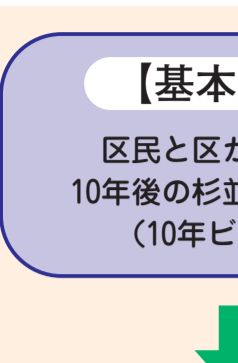
●地震や風水害等の災害時における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震化や不燃化、道路の拡幅整備、オープンスペースの確保、都市型水害対策など、まちの安全・安心を確保する防災まちづくりを推進します。

(2) より被災の視点を立った防災対策を推進する

●災害時に一人でも多くの区民の生命を守るため、ICT(情報通信技術)の活用などによる情報の提供や災害時要援護者を支援する仕組みの充実・強化、震災救援所や医療救護体制の充実、実効性の高い防災訓練の実施など、より被災の視点を立った防災対策を推進します。

【基本構想】

区民と区が共有する
 10年後の杉並区の将来像
 (10年ビジョン)



基本構想と総合計画の概念図

【総合計画】

基本構想実現の
 具体的道筋となる
 「10年プラン」

●高度成長期を中心に建設された多くの区立施設が建築後50年以上という更新時期を迎えつつあり、今後、施設の改築や大規模改修などに必要な経費が急増していきます。

(2) 変化化する東京と杉並のまちづくり

時代の変化に対応した、より質の高い住宅都市としての発展に向け、本格的なまちづくりが求められています。

●これまで杉並区は、暮らしやすい良好な住宅都市として発展してきました。しかし、今、周辺地域では、中央線三鷹・立川間の高架化、小田急線や西武池袋線の高架化や地下鉄乗り入れ、中野駅周辺での大規模な拠点整備など様々なまちづくりが進められています。

このままでは、都市の魅力や活力という面で、杉並区が相対的に埋没していくことが懸念されます。

●地域の中では、商店街での空き店舗の増加や空き家率の上昇などといった空洞化現象や、買い物など日常生活での利便性の低下も見られます。

●これからの10年は、より質の高い魅力ある住宅都市としての杉並区の発展に向け、地域の多様な特性を活かしたまちづくりに本格的に取り組むべき期間です。

(3) 厳しい財政状況と区立施設の新

厳しい財政状況の中で、必要な行政サービスを継続的に提供していくため、さらなる行財政運営の効率化や区立施設の再編整備などを進めていく必要があります。

●平成20年(2008年)のリーマン・ショック以降の長引く経済不況により、区税収入は減少してきています。一方、こうした経済動向や高齢化の進展などを背景に、福祉関連経費をはじめとして、行政需要の増大が見込まれています。

【取組みの基本的な方向】

●災害時に一人でも多くの区民の生命を守るため、ICT(情報通信技術)の活用などによる情報の提供や災害時要援護者を支援する仕組みの充実・強化、震災救援所や医療救護体制の充実、実効性の高い防災訓練の実施など、より被災の視点を立った防災対策を推進します。

(3)地域の絆を強め、防災力と防犯力が高い地域社会を形成する

●防災・防犯には、区民一人ひとりの自助の取組みはもろろんこのりと、地域における共助の取組みが重要となります。このため、多くの区民、団体、事業者による協働の力で地域の絆を強め、支えあい、助けあう地域社会づくりを進めます。

【戦略的・重点的な取組み】 ◆倒れにくく燃えにくい、防災住宅都市づくり

●災害時に拠点となる震災救援所周辺をはじめ、まちの耐震化や不燃化、延焼遮断帯となる道路及び沿道区域の整備、低層木造住宅密集地域の解消を進めます。

●狭い道路の解消や大規模なオープンスペースの確保に向けて積極的に取り組みます。

●災害時の緊急輸送や救助・復興を確保する広域幹線道路のネットワーク形成に向け、東京都や国への積極的な働きかけを行います。

◆いざというときの災害時要援護者への支援

●高齢者・障害者や医療を必要とする人、乳幼児を抱える家庭など、災害時要援護者を地域ぐるみで継続的に支える災害時の支援の仕組みを充実・強化します。

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う快適で利便性の高い魅力的なまちづくりを進め、質の高い住宅都市を築きます。

また、地域の多様な特性に応じたにぎわいや活力と良好な住環境が調和した居心地の良いまちを目指します。

10年後の姿

◆暮らしの核となる多様な拠点づくりが進んでいる
●駅周辺など地域特性に応じたまちづくりが進展している

ちづくりが進み、まちのにぎわいと活力が生まれている。

●人々の交流やつながりが深まり、多くの人が訪れたくなるような地域の核となる多様な拠点づくりが進んでいる。

◆高齢になっても障害があっても人々がまちに出て交流している

●道路ネットワークの改善や交通アクセスの整備などが進み、高齢になっても障害があっても人々がまちに出て交流している。

●施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが進み、人々が快適にまちを楽しんでいる。

◆地域の特性を活かした産業・経済活動が活発化している

●医療・福祉などの生活支援産業やアニメ産業、ICT（情報通信技術）を活用した情報関連産業などが成長している。それらを支える現役世代への就労支援や地域の人材育成の取組みが進んでいる。

●文化施設や福祉施設などと連動した商店街の活性化や都市型農業の推進など、地域の特性を活かした経済活動が活発化している。

【取組みの基本的な方向】 (1)利便性が高く快適な都市機能を整備する

●都市計画道路の整備にあたっては、優先順位を付けて南北交通を改善するなど、都市基盤の着実な整備を図ります。

●施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの建物や都市空間の整備、小回りの効くコミュニティバスなどによる交通アクセスの整備、自転車の安全な利用のための環境整備を進め、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

(2)魅力的でにぎわいのある多心型まちづくりを進める

●交通拠点である駅周辺を核として、地域ごとの様々な魅力が連携

しあう多心型の都市構造の実現に向けたまちづくりを進めます。

●各地域の歴史・文化・自然環境などの特性や、商店街や町会をはじめとする様々な団体・個人が持つ長所など、それぞれの地域の強みを活かして多様な魅力のあるまちを創造します。また、多くの来訪者を惹きつけるまちの魅力や個性を区内外に情報発信します。

目標3 みどりの豊かな環境にやさしいまち

●再生可能エネルギーの利用や省エネルギー・省資源対策の推進を通して、人と地球にやさしい住宅都市を築きます。

また、豊かなみどりを守り育て、うるおいのあるまちを目指します。

目標4 健康長寿を支える取組みが進んでいる

◆健康長寿を支える取組みが進んでいる

●誰もが気軽に参加できる様々な健康づくりの機会と場の整備が進んでいる。

●地域医療の体制や健康と安全に関する相談支援の体制が充実している。

【取組みの基本的な方向】 (3)一人ひとりが環境づくりの主役になる

●今後の電力不足などに対応し、環境にやさしい住宅都市を築くためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源やみどりの創出などに取り組むことが重要です。区民や地域の団体、事業者が、より主体的に環境に関する多様な取組みや行動を行えるよう、積極的に支援します。

【戦略的・重点的な取組み】 ◆再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり

●環境にやさしい住宅都市を目指し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・拡大や省エネルギー・省資源対策を強力に進めま

【取組みの基本的な方向】 (1)再生可能エネルギーを活用した住宅都市をつくる

●東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機に、エネルギー政策の転換が国を挙げての大きな課

●こうしたまちづくりと連動させながら、活力ある区内産業の振興を図ります。

【取組みの基本的な方向】 (2)魅力的でにぎわいのある多心型まちづくりを進める

●交通拠点である駅周辺を核として、地域ごとの様々な魅力が連携

【取組みの基本的な方向】 (3)一人ひとりが環境づくりの主役になる

●今後の電力不足などに対応し、環境にやさしい住宅都市を築くためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源やみどりの創出などに取り組むことが重要です。区民や地域の団体、事業者が、より主体的に環境に関する多様な取組みや行動を行えるよう、積極的に支援します。

【戦略的・重点的な取組み】 ◆再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり

●環境にやさしい住宅都市を目指し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・拡大や省エネルギー・省資源対策を強力に進めま

【取組みの基本的な方向】 (1)再生可能エネルギーを活用した住宅都市をつくる

●東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機に、エネルギー政策の転換が国を挙げての大きな課

●再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくりを積極的に進めます。また、省エネルギー対策、資源の有効活用を一層推進します。

【取組みの基本的な方向】 (2)健康長寿を支える取組みが進んでいる

●誰もが気軽に参加できる様々な健康づくりの機会と場の整備が進んでいる。

●地域医療の体制や健康と安全に関する相談支援の体制が充実している。

【取組みの基本的な方向】 (3)一人ひとりが環境づくりの主役になる

●今後の電力不足などに対応し、環境にやさしい住宅都市を築くためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源やみどりの創出などに取り組むことが重要です。区民や地域の団体、事業者が、より主体的に環境に関する多様な取組みや行動を行えるよう、積極的に支援します。

【戦略的・重点的な取組み】 ◆再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり

●環境にやさしい住宅都市を目指し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・拡大や省エネルギー・省資源対策を強力に進めま

【取組みの基本的な方向】 (1)再生可能エネルギーを活用した住宅都市をつくる

●東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機に、エネルギー政策の転換が国を挙げての大きな課

な公園・緑地の整備と、杉並の貴重な財産である屋敷林や農地などの保全に取り組みます。

●これらのみどりのネットワークを創出し、うるおいのある都市環境を創出します。

【取組みの基本的な方向】 (2)健康長寿を支える取組みが進んでいる

●誰もが気軽に参加できる様々な健康づくりの機会と場の整備が進んでいる。

●地域医療の体制や健康と安全に関する相談支援の体制が充実している。

【取組みの基本的な方向】 (3)一人ひとりが環境づくりの主役になる

●今後の電力不足などに対応し、環境にやさしい住宅都市を築くためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源やみどりの創出などに取り組むことが重要です。区民や地域の団体、事業者が、より主体的に環境に関する多様な取組みや行動を行えるよう、積極的に支援します。

【戦略的・重点的な取組み】 ◆再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり

●環境にやさしい住宅都市を目指し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・拡大や省エネルギー・省資源対策を強力に進めま

【取組みの基本的な方向】 (1)再生可能エネルギーを活用した住宅都市をつくる

●東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機に、エネルギー政策の転換が国を挙げての大きな課

とりが自分で自分の健康を守っていきつづけることを目指します。

●食の安全確保や感染症予防などの健康危機管理対策を進めます。

●関係機関と調整して、地域医療体制の充実を図ります。

【取組みの基本的な方向】 (2)共に支えあう関係をつむぐ

●年齢や性別、障害の有無や立場を越えてお互いが理解しあえるよう、心のバリアフリーを推進します。

●孤立の防止や参加の促進、居場所づくりにつなげるため、これまでの地域のかかりに加え、同じ興味や関心、同じ経験や課題を持つ人同士をつなぐを重視し、多種多様な縁による地域づくりを推進します。また、人と人をつなげる仕組みや、必要な情報を容易に入手できる仕組みを構築します。

【取組みの基本的な方向】 (3)地域で安心して生活できる環境をつくる

●一人でも地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携を強化し、質の高い介護・福祉サービスの基盤を整備します。

●在宅生活に支援が必要な人のための多様な「住まい」の整備や支援体制の充実を進めます。また、在宅生活が困難になった人が安心して入所できる特別養護老人ホームなどの施設の整備に努めます。

●高齢になっても障害があっても自分らしく生きていけるよう、きめ細かな日常生活支援や権利擁護の制度を推進します。

【取組みの基本的な方向】 (1)健康でいきいきと暮らせる仕組みを整える

●誰もが参加できる、心と体の健康づくりの機会と場を整備します。

●定期健診などを通して、一人ひとりが自分で自分の健康を守っていきつづけることを目指します。

【取組みの基本的な方向】 (2)健康長寿を支える取組みが進んでいる

●誰もが気軽に参加できる様々な健康づくりの機会と場の整備が進んでいる。

●地域医療の体制や健康と安全に関する相談支援の体制が充実している。

【戦略的・重点的な取組み】
◆地域で孤立することのない仕
組みづくり

●一人暮らしの人や隣近所とのつきあいが少ない人でも孤立せず、安心して日常生活を送れるよう、従来の地域での地縁的にかわりに加えて、同じ興味や関心によるつながりを重視し、区民が様々な縁によりつながる仕組みづくりを推進します。

◆安心の在宅生活を支える医療・介護・福祉の連携による

●医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につながる仕組みづくりを推進するとともに、地域での生活を続けられるよう、地域ぐるみで支える在宅サービスの充実や施設整備を図ります。

目標5 人を育み共に
つなげる心豊かなまち

地域における多様なつながりの中で、心豊かで自立心を持つ「次代を担う人」を育むまちを築きます。
また、誰もが文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむことのできる環境を備えたまちを目指します。

10年後の姿

◆仕事と子育ての両立を支援する環境づくりが進んでいる

●すべての子どもへの良質な教育環境が整ってきている。
●地域の持つ豊かな子育て力・教育力を活かし、地域で子どもの育ちと子育て家庭を応援するまちづくりが進んでいる。

◆子どもたちの心豊かな成長を支える学習環境が整ってきている

●一人ひとりの子どもの成長や発達段階に応じた質の高い学習環境が整ってきている。
●子どもたちの成長を支援する

家庭・地域・学校の連携・協働が進んでいる。

◆文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむ環境と仕組みづくりが進んでいる

●誰もが世代や性別、国を越えた様々な人々とかかわる中で、文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しんでいる。また、それらの経験・成果を循環・継承する地域社会づくりが進んでいる。

◆若者や現役世代が意欲的に地域における様々な活動に参加できる環境が整ってきている。

●若者や現役世代が意欲的に地域における様々な活動に参加できる環境が整ってきている。

【取組みの基本的な方向】

- (1) 子どもの育ちと子育てを応援する
●子どもを育てるすべての家庭や保護者が、孤立せずに安心して子育てできるように、悩みを日常的に相談したり話しあえる場を設けるなど、地域で子育て・子育てを支えあう仕組みづくりを進めます。
●幼保一体化を含む保育施策や放課後児童対策の拡充を図るなど、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくり出します。
●子どもを孤立と虐待から守るとともに、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援を進め、子育てセーフティネットを整備します。
●社会とのかかわりを自覚しながら健やかに成長できるように、青少年や若者の自立を促し、社会参加を促進する取組みを進めます。
(2) 質の高い学校教育を推進する
●学んだことを次につなげ、さらに伸ばしていくとともに、一人ひとりの子どもの心身の成長や発達段階にきめ細かく応じた、質の高い教育を推進します。
●子どもの生きる力を培うため、世代間や異文化との交流、ボランティア活動など、様々な人とかかわりを大切にしながら、特色ある教育活動を積極的に推進します。
(3) 家庭・地域・学校の連携と協働を一層進める
●子育て・教育・文化など多岐にわたる地域の力を活かし、子どもたちの成長と学びを支えるための家庭・地域・学校の連携と協働を一層進めます。また、学校を核とした地域コミュニティの充実を図ります。
●子どもたちと地域の様々な人々がかかわりあいながら、健全な成長や文化に触れる喜びを感じられる取組みを推進するとともに、その成果が継続・循環していく仕組みを整えます。
(4) 多様な文化の共生社会と生涯学習社会を築く
●文化・芸術の振興を図るとともに、グローバル社会の進展を踏まえて、日本の伝統と文化への理解を深め、多様な文化が共存・発展する共生社会を築いていきます。
●若い世代から高齢者まで区民一人ひとりが学習やスポーツを通して自己実現を図り、区民相互に学びあい、成長する生涯学習の機会を整備を進めます。
●人々の豊かな生活と活動の基礎となる平和を守り、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みを推進します。また、男女共同参画の観点から、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりを進めます。
【戦略的・重点的な取組み】
◆子どもの成長と学びへの切れ目のない支援
●一人ひとりの子どもの成長・

た、質の高い教育を推進します。

◆子どもの生きる力を培うため、世代間や異文化との交流、ボランティア活動など、様々な人とかかわりを大切にしながら、特色ある教育活動を積極的に推進します。

●子どもたちの成長と学びを支えるための家庭・地域・学校の連携と協働を一層進めます。また、学校を核とした地域コミュニティの充実を図ります。

◆子どもたちと地域の様々な人々がかかわりあいながら、健全な成長や文化に触れる喜びを感じられる取組みを推進するとともに、その成果が継続・循環していく仕組みを整えます。

●文化・芸術の振興を図るとともに、グローバル社会の進展を踏まえて、日本の伝統と文化への理解を深め、多様な文化が共存・発展する共生社会を築いていきます。

●若い世代から高齢者まで区民一人ひとりが学習やスポーツを通して自己実現を図り、区民相互に学びあい、成長する生涯学習の機会を整備を進めます。
●人々の豊かな生活と活動の基礎となる平和を守り、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みを推進します。また、男女共同参画の観点から、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりを進めます。

多様な公共サービスの提供の可能性があります。

◆参加と協働を支えるコミュニケーションの充実

●参加と協働による地域社会づくりを推進するため、必要な時に必要な情報が届くよう、区が積極的に環境整備を進めるとともに、区自らの情報発信の充実を図ります。

◆文化・芸術や生涯学習・スポーツの基盤と環境の整備

●杉並に暮らし、集うすべての人々の学びと活動・創造・発信の場として、文化・芸術や生涯学習・スポーツの振興に向けた基盤と環境の整備を進めます。

5. 基本構想を
実現するために

- 1. 参加と協働による地域社会づくり
(1) 区民の参加による地域社会づくりの推進
●区民が、それぞれの立場で主体的に地域のことにかかわることができるよう、区民の参加意識の一層の醸成を図るとともに、そうした活動の活性化に向けた支援を積極的に進めます。
●こうした取組みを通して、区民の区政への参加の拡大を図り、区は区民と共に、身近な地域の課題に地域ぐるみで連携して取り組む地域社会づくりを進めます。
(2) 協働による多様な公共サービスの提供と人材育成
●支えあいの地域社会の基盤として、区民やNPO、地域団体等が主体的に地域の様々な課題について相互に連携・協力して活動する環境を整備します。
●また、参加と協働による地域社会づくりを担う人材の育成に努めます。
【戦略的・重点的な取組み】
◆子どもの成長と学びへの切れ目のない支援
●一人ひとりの子どもの成長・

多様な公共サービスの提供の可能性があります。

◆参加と協働を支えるコミュニケーションの充実

●参加と協働による地域社会づくりを推進するため、必要な時に必要な情報が届くよう、区が積極的に環境整備を進めるとともに、区自らの情報発信の充実を図ります。

◆文化・芸術や生涯学習・スポーツの基盤と環境の整備

●杉並に暮らし、集うすべての人々の学びと活動・創造・発信の場として、文化・芸術や生涯学習・スポーツの振興に向けた基盤と環境の整備を進めます。

●若い世代から高齢者まで区民一人ひとりが学習やスポーツを通して自己実現を図り、区民相互に学びあい、成長する生涯学習の機会を整備を進めます。
●人々の豊かな生活と活動の基礎となる平和を守り、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みを推進します。また、男女共同参画の観点から、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりを進めます。

に努め、創造的で効率的な自治体経営を推進していきます。

◆活力ある組織と人材育成

●活力ある区役所を築いていくため、職員の経験・技術の継承に留意しつつ、中長期的な視点で戦略的な組織運営を行います。

◆区民とのコミュニケーション

●区民とのコミュニケーションを通して、地域の課題を解決する企画立案能力や調整能力を有した職員の育成に努めます。

●こうした取組みを着実に進めるため、区の財産のみならず、東京都や国の財産の有効活用を図ることも視野に、東京都や国との十分な連携に努めます。
(3) 分権型時代における自治体運営
●平成12年(2000年)4月の特別区制度改革、地方分権一括法の施行、さらには、平成23年(2011年)8月の地域主権改革関連法の施行という一連の地方分権改革の進展に伴って、区の責任と役割は増大してきました。こうした分権型時代にあつて、区は、区民に最も身近な基礎自治体として、より自立した自治体運営を推進します。
●他方で、今日においても、国から地方への税財源移譲の問題は未だ解決していません。また、都区の事務配分のあり方な

どが課題となつている都区制度改革も道半ばの状況にあります。区は、区の自主的・自律的な行政運営を可能とする真の自治・分権改革の実現と今後の都区制度改革の推進に取り組めます。

◆隣接区市などの他自治体及び東京都・国等との連携・協力

●区民の生活は、区内だけで完結しているわけではありませんが、しかし、これまで隣接自治体と相互に協力してサービスの向上を図ることは、あまり行われてきませんでした。暮らしやすい地域社会をつくるため、隣接自治体との連携・協力を進め、区民サービスのさらなる向上を図ります。

◆東日本大震災後の対応

●東日本大震災後の対応においては、基礎自治体による被災地への物的・人的支援や避難者の受け入れなどの災害援助が有効に機能しました。この経験を踏まえ、今後は、基礎自治体相互の連携・協力の充実により一層努めます。

●まちづくりについては、同じ公共サービスの担い手として、これまで以上に東京都や国との連携・協力した取組みを進めます。
●創造的な施策や事業を進めるため、区内の大学などの教育研究機関等との連携・協力を積極的に進めます。
3. 区民と共に実現する基本構想
●基本構想を実現するためには、区民と共にその達成度を確認しながら取り組むことが大切です。そのため、基本構想に基づく総合計画の進捗状況を毎年公表するとともに行政評価制度の充実を図るなど、区民参加の取組みを進めます。